

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前																																
20.02項 ～ 20.05項 20.08項	<p>1. 釜飯の素（具と調味液から成る調製食料品）の関税分類について</p> <p>「釜飯の素」は、野菜等を混合した具（固形状のもの）及び調味液から成る物品であり、炊飯時に米に加えて、釜飯を作るために用いられるものである。</p> <p>調味液の全重量に占める割合が具より多いものであっても、具をある程度含有している場合は、風味が主に具により与えられることに鑑み、原則として具に特性があると認め、具のうち最大重量のものが属する項に分類する。</p> <p>具が野菜ときのこの場合、属する項が異なることとなる。具体的には、例えば次のようなものがある。</p> <p>（1）<u>下処理したにんじん、ひらたけ、えのき、きくらげ、しめじ、しいたけ及びまつたけを調味液と共に袋詰めし、加熱殺菌したもの。</u></p> <table border="0" data-bbox="403 782 1075 925"> <tr> <td>（成分割合）にんじん</td> <td>10.0%</td> <td>しめじ</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td>ひらたけ</td> <td>7.0%</td> <td>しいたけ</td> <td>1.5%</td> </tr> <tr> <td>えのき</td> <td>5.0%</td> <td>まつたけ</td> <td>1.5%</td> </tr> <tr> <td>きくらげ</td> <td>5.0%</td> <td>調味液</td> <td>67.0%</td> </tr> </table> <p>（1袋当たりの重量）400グラム（気密容器入りでないもの）</p> <p>分類：具のうち最大重量を占めるきのこの調製品として第 20.03 項に分類する。</p> <p>（2）<u>下処理したたけのこ、にんじん、せり、れんこん、ひめたけ、きくらげ及びわらびを調味液と共に袋詰めし、加熱殺菌したもの。</u></p> <table border="0" data-bbox="403 1181 1075 1324"> <tr> <td>（成分割合）たけのこ</td> <td>12.0%</td> <td>ひめたけ</td> <td>4.0%</td> </tr> <tr> <td>にんじん</td> <td>5.0%</td> <td>きくらげ</td> <td>2.5%</td> </tr> <tr> <td>せり</td> <td>4.0%</td> <td>わらび</td> <td>2.5%</td> </tr> <tr> <td>れんこん</td> <td>4.0%</td> <td>調味液</td> <td>66.0%</td> </tr> </table> <p>（1袋当たりの重量）400グラム（気密容器入りでないもの）</p> <p>分類：具のうち最大重量を占める野菜の調製品として第 20.05 項に分類する。</p>	（成分割合）にんじん	10.0%	しめじ	3.0%	ひらたけ	7.0%	しいたけ	1.5%	えのき	5.0%	まつたけ	1.5%	きくらげ	5.0%	調味液	67.0%	（成分割合）たけのこ	12.0%	ひめたけ	4.0%	にんじん	5.0%	きくらげ	2.5%	せり	4.0%	わらび	2.5%	れんこん	4.0%	調味液	66.0%	（新 規）
（成分割合）にんじん	10.0%	しめじ	3.0%																															
ひらたけ	7.0%	しいたけ	1.5%																															
えのき	5.0%	まつたけ	1.5%																															
きくらげ	5.0%	調味液	67.0%																															
（成分割合）たけのこ	12.0%	ひめたけ	4.0%																															
にんじん	5.0%	きくらげ	2.5%																															
せり	4.0%	わらび	2.5%																															
れんこん	4.0%	調味液	66.0%																															

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>44.18項 2. 建築構造用に供される集成材及び単板積層材であることを示す技術的資料に含まれる日本農林規格（JAS）の格付の表示について</p> <p>上記「44.18項 1. 第 44.18 項の建築用木工品と第 44 類の他の項との物品との区分」のうち、(3)の注 4「技術的資料」に含まれる「日本農林規格（JAS）の格付の表示」は、下記のことをいう。</p> <p>1. 構造用集成材 平成 8 年 2 月 14 日付農林水産省告示第 196 号「集成材の格付の表示の様式及び表示の方法」の一の 3「構造用集成材」に規定するもので、かつ、平成 19 年 9 月 25 日付農林水産省告示第 1152 号「集成材の日本農林規格」の第 5 条「表示」中の「表示の方法」1 (1) <u>ウ</u>により「小断面」と記載されたもの</p> <p>2. (省 略)</p> <p>(省 略)</p> <p>3. 建築構造用に供される集成材及び単板積層材であることを示す技術的資料に含まれる日本農林規格（JAS）の格付の表示に係る農林水産省告示等について</p> <p>上記「44.18 項 2. 建築構造用に供される集成材及び単板積層材であることを示す技術的資料に含まれる日本農林規格（JAS）の格付の表示について」中、「1. 構造用集成材」及び「2. 構造用単板積層材」に記載の農林水産省告示及び当該表示のサンプルは以下のとおりである。</p> <p>農林水産省告示第 196 号（平 8.2.14）</p> <p>(省 略)</p>	<p>44.18項 2. 建築構造用に供される集成材及び単板積層材であることを示す技術的資料に含まれる日本農林規格（JAS）の格付の表示について</p> <p>上記「44.18項 1. 第 44.18 項の建築用木工品と第 44 類の他の項との物品との区分」のうち、(3)の注 4「技術的資料」に含まれる「日本農林規格（JAS）の格付の表示」は、下記のことをいう。</p> <p>1. 構造用集成材 平成 8 年 2 月 14 日付農林水産省告示第 196 号「集成材の格付の表示の様式及び表示の方法」の一の 3「構造用集成材」に規定するもので、かつ、平成 19 年 9 月 25 日付農林水産省告示第 1152 号「集成材の日本農林規格」の第 5 条「表示」中の「表示方法」1 (1) <u>イ</u>により「小断面」と記載されたもの</p> <p>2. (同 左)</p> <p>(同 左)</p> <p>3. 建築構造用に供される集成材及び単板積層材であることを示す技術的資料に含まれる日本農林規格（JAS）の格付の表示に係る農林水産省告示等について</p> <p>上記「44.18 項 2. 建築構造用に供される集成材及び単板積層材であることを示す技術的資料に含まれる日本農林規格（JAS）の格付の表示について」中、「1. 構造用集成材」及び「2. 構造用単板積層材」に記載の農林水産省告示及び当該表示のサンプルは以下のとおりである。</p> <p>農林水産省告示第 196 号（平 8.2.14）</p> <p>(同 左)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>集成材の格付の表示の様式及び表示の方法</p> <p>一 様式</p> <p>3 構造用集成材</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>（1）～（5） （省 略）</p> <p><u>（6）材面に直接印字する方法を用いて格付の表示を付す場合にあっては、次のとおりとする。</u></p> <p><u>ア 外円の直径は、35mm以上とし、内円の内側の直径は、外円の直径の 53/100 とする。</u></p> <p><u>イ （2）及び（3）については、外円の直径を 35mm超とするとき、（1）に規定する外円の直径に対する、アの規定による外円の直径の比率と同じ比率で拡大する。</u></p> <p><u>ウ 印字は、黒色の単一色とする。</u></p> <p>農林水産省告示第 1152 号（平 19.9.25）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p style="text-align: center;">集成材の日本農林規格 （構造用集成材の規格）</p> <p>第 5 条 構造用集成材の規格は、次のとおりとする。</p> <p>表示</p> <p>表示の方法</p> <p>1 表示事項の項の 1 の（1）から（8）までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われていること。</p> <p>（1）品名</p> <p>ア及びイ （省略）</p> <p>ウ 大断面集成材にあっては「大断面」と、中断面集成材にあっては「中断面」と、小断面集成材にあっては「小断面」と記載すること。</p>	<p>集成材の格付の表示の様式及び表示の方法</p> <p>一 様式</p> <p>3 構造用集成材</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>（1）～（5） （同 左） （新 規）</p> <p>農林水産省告示第 1152 号（平 19.9.25）</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p style="text-align: center;">集成材の日本農林規格 （構造用集成材の規格）</p> <p>第 5 条 構造用集成材の規格は、次のとおりとする。</p> <p>表示</p> <p>表示方法</p> <p>1 表示事項の項の 1 の（1）から（8）までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われていること。</p> <p>（1）品名</p> <p>ア （省略）</p> <p>イ 大断面集成材にあっては「大断面」と、中断面集成材にあっては「中断面」と、小断面集成材にあっては「小断面」と記載すること。</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>農林水産省告示第 701 号（平 20. 5. 13）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p style="text-align: center;">単板積層材の日本農林規格 （構造用単板積層材の規格）</p> <p>第 4 条 構造用単板積層材の規格は、次のとおりとする。 表示 表示の方法 1 （省 略）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>農林水産省告示第 701 号（平 20. 5. 13）</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p style="text-align: center;">単板積層材の日本農林規格 （構造用単板積層材の規格）</p> <p>第 4 条 構造用単板積層材の規格は、次のとおりとする。 表示 表示方法 1 （同 左）</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p>